

平成 29 年度第 1 回岩手県「発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会」
会議録

1 日時 平成 29 年 7 月 26 日（水） 14：00～16：00

2 場所 岩手県公会堂 2 階 21 号室

3 内容

(1) 開 会

(2) あいさつ

(3) 委員紹介

(4) 協 議

ア 発達障がい児・者への支援について

イ 平成 29 年度における発達障がい者支援施策について

ウ 平成 29 年度「いわて特別支援教育推進プラン【平成 25 年度～平成 30 年度】」推進状況に
ついて

(5) その他

(6) 閉 会

4 出席者

(委員) 佐藤卓 委員、佐藤精晋 委員、小笠原健一郎 委員、古里吉久 委員、東信之 委員、
藤倉良子 委員、成田礎野美 委員、前多治雄 委員、八木淳子 委員、金濱誠己 委員、
猿舘寛 委員、奥寺三枝子 委員、吉田健策 委員、伊藤信一 委員、鎌滝一郎 委員、
近藤光徳 委員

(代理出席) 矢吹裕哉 代理（発達障がい者支援センター）

(欠席) 高橋秀治 委員、近藤健一 委員、嶋田泉司 委員、太田博 委員

5 概要

岩手県発達障がい者支援体制整備検討委員会・広域特別支援連携協議会設置要綱第 3 条第 3 項
に基づき、東信之委員が会長に互選され、八木淳子委員が副会長に指名された。

ア 発達障がい児・者への支援について

（事務局より、資料No.1 により説明）

【東会長】

それでは、資料No.1 の 1 頁から 3 頁まで、皆様から質問をお受けしたいと思います。

【藤倉委員】

二つ質問させていただきます。一つは、資料の 2 頁の下の方、地域療育ネットワークでいろ
んな方々や機関に御協力いただいて、私どもの子どもたちに御支援いただいておりますことに感謝申
し上げます。この中に、私どもの子どもたちが大きくなったときに、就労支援機関がござい
ますが、

就労支援機関だけではなくて、本日の会議にも労働局の方や、障害者職業センターの方が御出席されておりますので、就労支援機関及び労働局、障害者職業センターもここに明記していただいて、手をつなぐという形にさせていただくことをお願い申し上げます。

もう一つでありますけれども、先ほど、就学支援ファイルとおっしゃいましたけれども、子どもたちが大きくなって、すごく実感いたしますのは、教育されている機関に就労について、キャリア教育とはちょっと違うとは思いますが、子どもたちが就労に対する意識を小さい頃からもたないと、高校からでは遅いと思っています。就労支援ファイルの実現に向けまして、労働局の皆様、障害者職業センターの皆様に御協力いただいて、このような形で就労できるとか、人生90年のうち学校に通っているのは20年。お願いでございました。以上です。

【東会長】

ありがとうございます。御意見ということでお話いただきました。就学のほかに就労についても、益々大事なことです。このことに関しまして事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

一つめの地域療育ネットワークの下の機関のところ、労働局さんをはじめとして、位置付けるということにつきましては、貴重な御意見としてうかがい、今後、加えていきたいと思っております。

【事務局】

就学支援ファイルにつきましては、学校等において就学ということで取り組んできております。先ほど、キャリア教育というお話もありましたが、教育の分野でも就労を見据えながら、就労だけではなく、それぞれのライフステージを見据えた教育を、これからも大事にしてまいりたいと思っております。御意見として頂戴し、私たちの取組に活かしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

【東会長】

学校現場のキャリア教育は大事なことです。貴重な御意見だと思います。そのほか、お願いいたします。

【奥寺委員】

資料1頁目の体制整備のところ、青年期への支援についての思春期・成人期のことで、発達障がいや知的障がいの方もですが、思春期の性の問題ということ。保健師、助産師、看護師、いろんな職種がいて、助産師が結構地域の中で、性の教育を受けて歩いておるのですが、そういうなかで最近、赤ちゃんができてしまって、中絶できないような状況までいくと産んでしまうというような、赤ちゃんができて病院に行くということを知らないとか、赤ちゃんができたなら病院に行きなさいということまで指導しなければならないかなという話をしているところです。思春期のときに、第二次性徴とか性の問題とか、思春期対策は市町村の領域になっていますが、若干弱いような気がしているのですが、大事なことだと思っています。性のことについて体制や施策のなかにどのように

入っているのか教えてください。

【東会長】

御意見として、性のことは大事ですということはおさえておきたいと思います。事務局から、具体的に何かあればお願いします。

【事務局】

福祉のほうでは、発達障がいに関して、具体的に性の問題について取り上げているということは、残念なならないと思いますが、今後の取組に生かすことができるよう御意見として頂戴します。

【奥寺委員】

現場が困っている気配を感じて、学校の先生方からも質問が来ていますので。

【事務局】

特筆した取組はしておりませんが、性教育に関しては学校教育の内容であり指導しております。個別の課題やケースに対しても対応しているという現状であります。お話いただいたこと、課題として捉えさせていただきたいと思います。

【猿舘委員】

1 頁目の人材育成のところですが、発達障がい支援者育成研修ということで、私、重症心身の福祉を担当させていただいていますが、発達障がいの方も今年は9圏域のうちの最終3圏域でやられるのですが、この研修については、一回り県内を回ったと思いますが、来年度以降継続されるものかどうか教えていただけたらと思います。

【東会長】

事業については、予算もあるかと思うのですが、事業の継続につきまして事務局から。

【事務局】

おっしゃる通り今年度までということで、9圏域を一周して、当初は今年度で終わりという形にしてはいたのですが、重症心身障がいと発達障がい支援者の育成の必要性については感じていますので、来年度も引き続き継続したいということで、中味もですが、今、検討しているところでございます。

【東会長】

それでは、次に移りますけれども、御質問や御意見は、それでは次に(2)「平成29年度における発達障がい者支援施策について」事務局から説明をお願いします。

(事務局より、資料No.2により説明)

【東会長】

ありがとうございました。資料No.2につきまして、細かな内容について事務局から御説明いただきました。ここについては、二つに区切りたいと思います。資料No.2の1頁目と2頁目の東日本大震災津波関連部分について、何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

【東会長】

発達障がい沿岸センターの相談件数というのが、平成28年度実績と今年6月実績がありますが、昨年度の同じ時期との比較はどうなっていますか。

【事務局】

沿岸センターの活動実績ということですが、左側は平成28年度の全体の数字ということでございまして、就労支援を含めた相談支援延支援件数は763件と記載させていただいておりますけれども、それぞれの月ごとの相談数はバラバラでして、平成29年6月現在の3か月ということで、このような数字を記載させていただいております。平成26年度、27年度実績からも同じような傾向で進んでおりまして、予想といいますか、例年並みの支援件数で、需要というのもすごく増えてきているというものでございますので、今後、伸びてくるものではないかと考えられます。

【藤倉委員】

ちょっと思っていたのですけれども、JDDnet いわての採択された事業、ペアレントメンター事業ですが、最近ですね、沿岸の方からのペアレントメンターの対応が、ちょっとずつ増えてきていました。盛岡とか支援団体や支援者があるところでもないわけではないのですが、現場の方から幼稚園さんとか、発達障がい沿岸センターのあるところとか、もちろんセンターで相談を受ける方もいらっしゃると思うのですけれども、親としての支援、親への支援も重要ではないかと思っています。

【東会長】

情報として事務局の方で把握していただければと思います。そのほかよろしいですか。それでは、3頁から6頁のところ、それぞれ大きな内容を含んだ事業等を御説明いただきましたし、一番最後には、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修という新しい事業を立ち上げておりますけれども、皆様方から御意見や御質問をお願いいたします。

【前多委員】

質問とコメントと三つございます。一つは、ペアレントトレーニングのことなんですけれども、最近、就学前の子どもさんに対する啓発が進んだのだと思います。非常に就学前の子どもさんの受診というのが実は増えているんです。もちろん、そういう子どもさんで、専門家から見て絶対に事故に遭うなという子どもさんの場合は、治療開始も必要となるんですけれども、そういう子どもさんでない場合、就学前までペアレントトレーニングなんかを中心に、養育しましょうということになるんですけれども、実際、そういうお母さんたちが、ペアレントトレーニングを受けたいと思っ

でも実施しているところがない。こういうペアレントトレーニングの実践研修なんかを通じて、ペアレントトレーニングをできる、グループに指導ができる人たちを育てると言いますか、それから、療育センターが新たに開所になれば、こういう方に行っていただいて、ペアレントトレーニングを希望する御両親にトレーニングするというようなシステムができないものかということが一つでございます。

それから次に、サポートブックの活用なんですけれども、私は、「いわてこども発達支援サポートブック」と「いわて発達支援サポートブック」の二つは、とてもよくできていると思います。実際にうちのクリニックにいただいて置いておくと、あつという間になくなってしまう。ただ、作成・配布が平成23年と25年なので、若干そういうサポート体制が今と合わなくなっているところがございます。それからできれば、成人期の精神科の先生について、どういう先生が大人の発達障がいを見てくれるかというようなことが十分ではないと思いますので、そういうのを少しリニューアルして、「いわてこども発達支援サポートブック」と「いわて発達支援サポートブック」を是非、出してもらいたいと思います。そして、ホームページに掲載中とはあるんですけれども、やっぱりホームページでは、お母さんたちは見ませんよね。是非、冊子の形で、今までのような形で出していきたいということが二つめでございます。

それから三つ目でございますけれども、この6番目の、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修について、これはコメントでございます。例えば、盛岡市というか岩手県の場合、どの施設も6か月待ちとか、4～5か月待ちの状況ですから、その状況を何とかしようということで、かかりつけ医でも発達障がいを見れるような施設を多くしようという試みに私も参加しまして、是非これは頑張っって今年又は来年も含めて、かかりつけ医の先生が発達障がいを見れるように講習会で広めていきたいと思っています。以上でございます。

【東会長】

前多先生から3点の御発言をいただきました。ペアレントトレーニングについては、相談できる体制をさらに整えて、保護者の方を徹底してサポートするというような内容で、このことについては情報として期待として捉えていただければよいのでしょうか。2点目のサポートブックにつきましては、発達障がいの内容について、時間のスピードがものすごく速くて、障がいの認知数も右肩上がりですさらに加速しているというような状況であり、内容的にもさらに充実させていくことができればよいのかなと思います。ただし、実際これは予算もあることですので、なかなか厳しいとは思いますが、御意見としていただければというところです。3点目については、保護者の方々が何か月も待たなくても、どこでも受けられるような体制になるようにということでございました。この3点について、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

貴重な御意見ありがとうございました。一つめのペアレントトレーニングに関しましては、国の方でもペアレントトレーニングの重要性というものについて声も高まってきてまして、平成27年度から岩手県では実施しているんですけれども、療育センターが移転するというので、検討も含めまして、重要な事業であることは認識しておりまして、今後検討して活動場所であるとか活動内容で

すとかを考えていければなあというふうに思っております。二つめのサポートブックに関しまして、おっしゃる通り、平成23年度、25年度ということで、やや古いかなどという感じが見受けられるということです。こちらの方も、各関係機関に照会などもしまして、どういった需要ですとか、どういったところがサポートしてくれますとか、見てくれるという情報が、非常に親御さんに対して大切な部分であると思っておりますので、そういったところも検討して、実際手元で見えるような形で進めていければよいのかなと考えております。三つ目のかかりつけ医等発達障がい対応力向上研修に関しましては、今年度からスタートするというのもございまして、国の方でも力を入れて研修を行っているということもございまして、今年度で終わらせるのではなくて、どんどん回を重ねていくことで、どういったことが知りたいですとか、どういったことが必要ですとか医療従事者の支援者の方々に知っていただくという意味でも継続的に実施していきたいなという考えはございすけれども、そちらの要望等につきましても県の方で進めていければなあと思っております。

【成田委員】

2点ございます。先ほど前多先生がおっしゃっていただいたペアレントトレーニングのことなんですけれども、私どもが主催しておりますNPOの方にも多く問い合わせがございまして。紫波のあれんとの方でされていると思うのですが、あれんとの方にも分かるようにしてほしいとお願いしたところ、ホームページが最近作成されまして、ホームページの方でもお知らせいただけるようになりました。あと、岩手大学教育学部附属特別支援学校においても、ペアレントトレーニングについて保護者も参加できると思うんですけれども、三日くらいでギリギリ詰めての講座でございます。こちらで紹介させていただいたことがあります。あと、公表したくないということですが、ことばの教室で主体的にペアレントトレーニングをしているところもありまして、質問があれば対応しているんですけれども、オープンになるとか増えていけばいいなと思います。

もう1点ですが、4頁目の(4)ニートやひきこもりなどの若者支援の推進のあり方検討についてです。他県では、例えば栃木県の「ひよこの家」というものがございまして、そちらは中学校の適応指導教室が母体なんですけれども、現在は、小中学生が居場所として自由に過ごせる、給食も出るというものがございまして。あと、先月テレビにも出ましたけれども、「ひとのま」という富山県高岡市にある、子どもから大人までの居場所になっている場所がありまして、こちらの宮田さんという方が、県立大学の社会福祉学部の資源開発研修というものに8月に来られます。こういったことに私どもも参加させていただいて話を聞きたいと思っているんですけれども、是非、行政の方にも居場所づくりというのを御協力いただいて、フリースクールという形ではなく、安心して過ごせるという居場所で教育させていただけることは、こちらでいたしますので、お力をお貸しいただければと思っております。お願いでございました。

【東会長】

2点お話をいただきました。ペアレントトレーニングについては、貴重な情報をいただきました。居場所づくりについては、マスコミとかで話題になっていますが、大きなことだと思いますので、どうかいろんな意味で力を貸していただければと思います。

【伊藤委員】

今、ひきこもりの話が出ましたので、当センター、それから各保健所では、ひきこもり相談を行っておりますし、そういった方々の対応であったり、ひきこもりの方の居場所づくりなどにも取り組んでおりますので、是非、当センターがお役に立てればということで御紹介したいと思ひまして申し上げました。相談等お寄せいただければと思っております。

【前多委員】

先ほどの成田委員からの件ですが、一緒だと思うんです。要するに、そういうふうな情報がご家族に伝わっていないということなんです。だから、こういうふうな情報をサポートブックに、是非、きちんと載せていただいて、みんながサポートブックを見ると、こことここでやっているから、ここに参加にしようとか、そういう道筋をつけるためにもサポートブックのリニューアルは大事なかなと思います。みちのく療育園でもペアレントトレーニングをやっていますよね。ところが、そういう情報が分からないんですよ。そういうことでございます。

【藤倉委員】

まずは、4頁の(3)のiPadについて、特別支援学校とありますが、特別支援学級でも、私は、発達障がい、学習障がいのお子さん方がiPadを使いまして、それを高校にお願いしたところ、うちの学校ではダメだからと言われたお母様がいらっしゃいました。それでiPadを県立、公立では使えると思うんですけれども、こういう子で私立高校に行く子もかなり多いです。そこで、iPadを使いたいといったときに、どこからか何か支援があるのか、相談できることがあるのかということを経験としてうかがいたいと思います。

もう一つは、先ほど話題になりましたペアレントトレーニングですが、ここに書いてある対象の保健師さんについて、ちょっと厳しい意見ですがよろしいでしょうか。15年ほど前から、保健師さんは、ペアレントトレーニングをまず、この子は発達障がいがあるかなと見つかったとき、1歳半健診か、そういったときに何かペアレントトレーニング以前に、うちの子は障がいがあります、えっ、障がい児なんですかというふうに言わせないように、少しずつそういう方に持っていくという、大切な役目があると思います。それが、10年前、私が佐賀県で実際に拝見いたしました。そういった健診の時に、保健師さんがあれっと思ったときに、障がい、あの、お医者さんちょっと、あの方という感じのときに保健師さんがかぶる方法じゃなく、それを既に10年前に佐賀県でうかがいました。もう一つですが、ペアレントトレーニングの実践研修を受けた保健師さんは、その後、どうされているのか、この研修を受けたことを何か実際にどこかで実践されていらっしゃるのでしょうか。それが2点目です。最後、3点目は意見として申し上げますけれども、先ほどからひきこもり等々のことでございますけれども、是非、ペアレントメンターを1歳半健診やそういったところに派遣をさせていただきまして、もし保健師さんが自信がないと。お話を聞きまして共感できるという体験を早めにしたお母様は、障がいの受容が早いです。障がいの受容を親が早くできるということは、その子の療育もうまく進むということにつながって行って、ひきこもりを防ぐことにつながるかもしれない。是非、1歳半健診、3歳半健診といった健診にペアレントメンターを派遣させていただいて、そこで保健師さんのサポートみたいな形でお仕事させていただければ、お母様が発

達障がいがあるということを受容できるきっかけになるかもしれないです。三つ申し上げました。よろしくお願いいたします。

【東会長】

ありがとうございました。3点でございました。1点目はiPadの活用です。

【事務局】

タブレット端末等のICTの活用や、特別支援教育の広い研修について、総合教育センターが、公立高校だけではなく私立高校の要請により、学校を訪問して対応しているところです。私立高校へのiPad配備ということについては行っておりませんが、先生方への研修等を通じた支援という形で取り組んでいるところでございます。

【東会長】

iPadについては、特別支援学校の高等部の子どもたちについて、特別支援教育就学奨励費を活用しながら準備しているといえますか、小中学部についてはどのようにしているのでしょうか。

【事務局】

特別支援学校の現状としてお話をさせていただきます。特別支援学校の高等部の生徒については、特別支援教育就学奨励費というものを活用しまして、本人や保護者の希望を確認した上で、特別支援学校の生徒に1台ずつ配布している状況です。小中学部については、県のお金を活用しまして、各学級何台かずつという算定をしまして、各特別支援学校に児童生徒用と職員の指導者用として配布して活用してもらっている現在の状況です。

【東会長】

市町村によって若干状況が違っているところですが、県立については今の状況です。iPadなどの情報機器の有効性や必要性は、周知の通りですので、徐々に徐々に変わっていくのだろうなと思いますけれども。先生方も一生懸命に今、学んでいるところだと思います。2点目ですけれども、1歳半健診等の保健師さんとペアレントメンターのつながり、一緒にという受診と言いますか、御意見でしたけれども。そこにペアレントメンターがいらっしゃるということで、保健師さんが、ちょっとというときに、相談と言いますか、お話を聞いていただける方がいてくださるということで、気持ち的にはということでもございましたけれども。研修を受けた保健師さんということもありましたけれども。

【事務局】

ペアレントトレーニングの実践研修を経まして、その後、保健師さんがどう活動しているかということなんですけれども、現在、そういったところの詳細なデータはございませんので、今後、調査等を行いまして、実際にどういうふうに活動したり研修に参加したりとか、そういった動向と

ということも調査していけばいいのかと検討させていただきます。ペアレントメンターを実際、6か月健診ですとか3か月健診とかに同行して、保護者の不安な気持ちを和らげたり共感したりということなんですけれども、確かに同席していただけるのであれば、心のケアの面としても保護者の方の気持ちもだいぶ楽になるのかなというふうに思われます。このことに関しましても、検討させていただくという形でよろしく願いいたします。

【八木委員】

ペアレントトレーニングの話が出ていたんですけれども、ペアレントトレーニングについては、基本的に応用行動分析や心理学をきちんと学んだ方が、徹底的に実践しないとということがあり、なかなかやれる方が増えない。ちょっと研修を受けただけでは、徹底的にはさせられないという見解があります。エビデンスがということもあり、そういったことがなかなか広がらないことにつながるのかと思うんですけれども。今、ペアレントプログラムという、ペアレントトレーニングとほとんど同じような観点なのですけれども、発達障がいというよりは育てにくい子どもというイメージに広げて、例えば、発達障がいみたいになっている子どもを育てる親支援というように。同じように中京大学の辻井先生とかが開発して広げていますけれども、ペアレントプログラムですと、なるべく広く多くの人に、そして、行政とかそういうところで、どンドンねずみ算式にという言葉が適切かどうかですが、やれる人を増やしていきましょうという取組が西の方で中心に進んでいますので、ペアレントトレーニングと同時に二層構造でペアレントプログラムを広げ、これだと専門性というところに依拠するというよりは、なるべく広く効果をということになりますね。ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを縦と横で広めていくということを、是非行政で取り組んでいただきたいと思います。うちのいわてこどもケアセンターでもペアレントプログラムをやれる者がいて細々と実際はやっているんですけれども、あまり多くの方に対応できないことがあり、先ほど、あまり公にしないというお話もありましたけれども、公にしないで今は試しているところです。実際にやれる人が増えていくと、いいのかなと思います。

【東会長】

貴重な情報をいただきました。広げるということでは、ペアレントプログラムでということ。専門的なことですから、受講したらすぐにできるということではないということは、その通りだと思います。ただ、裾野を広げていくためには、そのようなこともありますよということで御意見いただきました。それでは、急ぐようで申し訳ございませんが、(3)「平成29年度「いわて特別支援教育推進プラン」について」移ります。

(事務局より、資料No.3により説明)

【東会長】

ありがとうございます。資料No.3について御意見等をお受けしたいと思います。まずは、新しいプランということもありますので、まずは、それ以外のところでお願いします。

【前多委員】

新しいプランということにもちょっと入っちゃうかもしれないんですけども、一つは提案でございます。一つはお願いです。先日、杉山登志郎先生と一緒にいる機会があって、そのときにいろんな話があって、日本ではギフテッドの教育が全然進まないんだよという話をされて、この席で、私もかなり前に出したことがあるんですけども、アメリカとかヨーロッパとか、いわゆるギフテッドは神から与えられたということで、こういう発達障がいの子どもたちが、特別な才能をもっていているということは皆さんよく分かっていますよね。エジソンもアインシュタインも皆、発達障がいです。こういう子どもたちをアメリカとかヨーロッパでは積極的に育てている。そういう人たちの力を借りないと、これから世の中はうまくいかないだろうというつもりで、かなりそういう教育を進めているんですけども、まだ日本では理解は進んだんですけども、小学校、中学校、高校いづれも、特に高校では厄介者扱いなのが現状じゃないかなというふうに思います。それで、こういうふうな新しいプランの中にですね、是非、このギフテッドの考え方、急にそういう考え方を強調しても分からないと思いますので、例えば杉山先生をお呼びして校長先生とかを集めて、こういう子どもたちには、こういう教育をしているんだ。そうすればいずれは社会の大きな力になるんだというあたりを含めて講演していただくというのはいいんじゃないかなと。厄介者というふうにはもちろん考えていないとは思いますが、もっと積極的にこういう方たちの能力を活用するという、そういう考え方を新しいプランには入れてもらえればなというふうに思います。それが提案でございます。

それからお願いというのは、先ほどと関係するんですけども、実際に高校入試で去年あったケースで、某私立高校で、聴覚過敏のある子で、たくさんの方がいるところでは、あまりにもごちゃごちゃして、知的には130くらいなんで素晴らしい子なんで、是非、高校は行きなさいよと言って、高校にもこういう高校があって、特別な入学試験においてはこういうふうな特別な配慮をお願いしますと文書を出していたにもかかわらず、当日になったらそんなことはできないと、みんなと一緒に受けるとなると、途中でパニックを起こして、その高校は残念なことに入れなかったと。ですから、そういう入学試験できちんとそういう子どもに対して対応するようなことを、もうちょっと教育委員会が周知徹底していただきたいなというお願いでございます。

【東会長】

個性豊かな子どもたちがたくさんいるので、個性をもっと伸ばすような。昨日も大学院生と話をして、やっと発達障がいの子どもたちが認識されてきて、みんな違ってみんないいというのがありますよね。有名な言葉が。でも、みんな違ってということは皆さん認識されてきて、最後はまだ、みんな違ってみんな同じじゃないとだめなんだと。そこを何とか崩していくことが必要なのかなということを話し合ったところです。2点目の高校入試については、まさに障害者差別解消法で合理的配慮の提供ということがもう義務づけられている時代ですので、このことについては、さらに周知していただいて、まだまだケースが出てくるかと思うんですけども、一人一人に配慮した合理的配慮は必ずしなければいけませんので、前例踏襲でよいというのはいけないということは明らかですので、是非、このことについては教育委員会さんがいろんなところで周知していただきたいところですが。

【事務局】

高校の入試担当ではないので、正確な言い方はできないのですが、現状では、個別のケースでそれぞれ対応可能なところを事前に教育相談のような形でやるのがかなり進んできたというふうには捉えております。別の機会などでも入学選考に関するいろんな配慮の部分について大きな課題となっているようですので、そのへんを改めて高校担当の方にも伝えていながら協力していきたいと思っております。先ほどいただいた講演会の件、今までは正直まだ手を出していない部分の講演内容でございます。今後勉強させていただきます。どうもありがとうございます。

【東会長】

新しいプランにつきまして、何か御意見がありましたら。これから策定が始まるということですので、私自身も大変期待しております。

【成田委員】

多様な子どもたちが、多様な環境で学べるということが大事だと思います。入試のときには配慮を受けたんだけど、実際に入ってみるといろんなことがあります。別の学びの場が必要となり、既存の学校で行えない場合は、フリースクールとか合宿なりとかに通うことが出席扱いになるというように対応していただくと、緩やかに、急激な変化は苦手なんですけれども、緩やかにだと対応できるということがありますので、スモールステップで進められるような体制をとっていただけたらと思います。個別の指導計画につきましては、総務省の方から平成 29 年 1 月 20 日付けで勧告が出ましたけれども、実際の先生方というのは、作成する必要があるということ認識されていらっしゃいません。そこで、教育委員会の方から是非、障がいをもっているお子さんたちのことが分かった時点で作成する必要がありますよということを、通達していただけたらと思います。

【事務局】

入試という 1 点だけではなくて、その後の学校生活をどのように過ごしていくかということは大切な視点だと考えております。ですから、成田委員の御意見というのを私たちだけではなくて、義務教育担当、高校教育担当に伝えながら施策として進めていくように努力してまいりたいと考えております。個別の指導計画につきましては、総務省の勧告を踏まえながら、作成するだけではなくて、やはり現場で使えるような形で、子どもに使えるような形で私たちも取組を進めてまいりたいと思っておりますので、新推進プランの素案ができた時点で御意見を再び頂戴できればと考えております。

【事務局】

新推進プランの検討内容の中にも、高等学校での特別支援教育の在り方というか、体制をどのようにしていったらいいか。高等学校での場合は小中学校以上に個性がまた違いますので、学校毎に教育課程が違ふとかですね、やっぱりカラーが違いますので、それぞれの高校の特色をつぶすことなく、どう対応していくのかということも含めて新推進プランの検討も含めて御意見をいただければいいなと思っていただけたところですので、お気づきのところを今後ともどうぞお伝えいただければと

思います。どうぞよろしく申し上げます。

【藤倉委員】

普通高校を卒業したお子さんほど、進路、大変困ることになっております。職業高校と申し上げてよろしいでしょうか、工業、商業、農業というようなところで、就労に向けてとか、例えばその系統の大学に推薦入学に向けて、最終的に就職したらとかという感じで、周りの雰囲気ですらなっていると何となく就職ができましたということが多いんですけれども、普通高校を終えたお子さん、その後、進学先、専門学校、短大、大学であれ、大学のなかでもそういった支援ができるどころ、できないところありますが、もちろん専門学校や短大でも千差万別で、高校を終えてどこにも行けないから、じゃあ就職にしようかとなったときに多少いろんな、労働局さんとかが一番御存知だと思うんですけれども、新卒、大学新卒とか、やっぱりそういうのが第一であって、なかなか将来像が見えなかったりとか、先ほどのことと関連すると思うんですけれども、じゃあ就労できないとなったときに、どこに行けばいいんだと、どこに相談に行けばいいんだと、就労支援の受給者証を取ってといったときに、そこで就労支援はやっているんだけど、あなたは障がい者施設を含め、この年金分しかないんだじゃなくて、そういう施設に入るということもあります。先ほど前多先生がおっしゃってくださったように、確かに障がいはあるんですけれども、そういった与えられたギフトに対しても、何か進路の光を当てられるような、そういう普通高校からの流れがあると。

【東会長】

教育委員会さん、進路指導という内容になっておりますが、いかがでしょうか。

【八木委員】

夢のまた夢みたいなのを言っているのかな、このあいだ、佐賀県の「アナザープラネット」の服巻先生とお話をしたときに、能力の高い発達障がいの子を普通高校に引き継ごうというプログラムを徹底してやったら、とてもいい感じで高校生を終えられたんだよということを、始めたばかりなんで、佐賀で始めたばかりなんで、たぶん日本で初めてだと思うんですが、そういうやっぱり普通高校に行く子どもたちが、どうやったらそこで過ごせるようになるかということ、中学生のときに既に専門としてやっていくということで、そしてその後の普通高校を出たということは、普通の大学に行けるような、勉強は心配ないんだけど、他の部分がということ徹底して普通高校でやるっていう考え方をやってみたらとてもよかったと。夢のまた夢かもしれないけれども、そういうことを見据えて考えていただけたらなと思います。

【事務局】

先ほどお話ししたように、いろいろ検討させていただく上での御意見として頂戴いたします。八木先生からのお話の、普通高校における特別支援学校ではなくということ。

【八木委員】

なく。でも、特別支援の目で見ないと、結局、例えば、勉強できるけれども、進学校に入ってそ

の後、ものすごく他の面で苦勞してしまっただけという、他の面で苦勞をなるべく少なくするために何を身に付けていかなければならないかということ徹底してやるプログラムを中学の時点で、それで普通高校に行くと、その後だいぶ違うというお話だったので、それを個人の病院とかそこだけでやるってことはとても無理だし、そこに行き着いた人しかそれを受けられないっていうことになっちゃうので、それを施策として。決して普通高校に行くのがいいっていうことではなくて、その能力を生かしたい人が、他の面で苦勞するっていうことを何とか少なくしてという、別の意味合いでの特別支援ということなんです。

【藤倉委員】

今、八木委員がおっしゃった通り、今まではこういうところが困っているから、この子はこういう支援が必要で、この子はたぶんこういう予後になるだろうというところでやっていたと思うんですが、これからの時代は、この子はこういうところが苦手だけれども、こういうところも得意だから、じゃあ将来、世の中で生きていくためにはこういうところを使って、苦手なところはここに相談して、そして心が辛くなったらここの病院に行っただけとか。障がいがあるからこの道でなければならないのではなくて、障がいがあっても選択して生きていける、そういう人生を選べるような、そういう方向に行けばいいなと思います。

【東会長】

御意見として。新しい学習指導要領も多様性を認めながらという方向に向かっているものだと思います。それでは、その他。

【鎌滝委員】

1枚ものの資料で、こちらは企業向けのチラシなんですけれども、この4月から障がい者の法定雇用率が引き上げとなりました。裏の方なんですけれども、下の方になりますけれども、今年度新たな取組としてですね、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座というのを秋にやるんですけれども、9月からです。内容につきましては、企業で働いている従業員の方対象に障がいについての知識や情報を学んで、職場における援助者になっていただけるというのを始めます。これは、集合していただいてというのもありますし、企業から要請があれば出向いてというのも行います。

【前多委員】

納付金というのは、どっちがもうらうんですか。それから、各種助成金というのは、どれくらいいただけるのか。そこを教えてください。

【鎌滝委員】

Q&Aのところですね。納付金というのは、法定雇用率に達していない企業に納付していただいて、障害者をたくさん雇用している企業そちらの方に助成するという制度です。

【前多委員】

それは、おいくらくらい払わなければならないんですか。

【鎌滝委員】

手元がないんですけれども、人数とかにもよります。それから、各種助成金というのは、障がい者を雇用していただいた企業に助成金という形で、その中に発達障がい者の方、手帳を持っていれば精神だったり知的だったりで助成があるんですが、発達障がいの場合は持っていないということもありますので、手帳がない発達障がい者を雇用していただいて、あるいは、中小企業で2年間で120万円。

【前多委員】

それは、企業規模ですと何人以上。

【鎌滝委員】

産業によって違うんですけれども、大企業ですけれども、1年間、総額50万円。

【前多委員】

実際に仕事に就かせるという御両親が、そのことを聞くと、すごくうれしいというか、勇気付けられると思うんですよ。自分の子どもが企業に行って迷惑をかけるんじゃないかと、御両親は心配していますんで、そこらへんを詳しく教えていただければ外来で、お母さん実は、障がい者雇用ということでこういうメリットあるんだよと教えてあげられると思いますので、何かの機会に教えてください。

【鎌滝委員】

どうしても就職困難ということに対して、こういう制度を利用して雇用してくださいという、そのための助成ですので、よろしくお願いします。

【事務局】

時間がないところ申し訳ありません。資料No.2について、先ほど、八木先生からペアレントプログラムについて貴重な御意見をいただいたんですけれども、現在、発達障がい沿岸センターの方で、職員1名が養成研修ということで研修を受けることになっておりまして、今年度その研修の内容を、地域の方に伝達研修という計画でございます。情報提供まで報告させていただきました。

【金濱委員】

岩手県医師会からの情報提供です。資料No.2の最後にかかりつけ医等発達障がい対応力向上研修がありますけれども、話の内容からすると医師、小児科医や精神科医だけが対象と感じられたかもしれないですけれども、一番の目的は早期発見・早期支援の推進を図るというものです。研修の主体は小児科医や精神科医みたいなんですけれども、現場でかかわっていらっしゃる行政とか保健関係の方とか、教育関係者、福祉関係者すべてが対象となりますので、11月12日、日曜日なんですけ

れども予定しております。伝達講習会は広報いたしますので、是非、皆さんの参加をお願いします。

【藤倉委員】

私も広報させてください。10月15日、日曜日、県立大学滝沢キャンパスにおいて、チラシはできておりませんが、千葉県にございます独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、障害者職業総合センター企画部上席研究員の千葉さんという方に午前中講演いただきまして、JDDnet いわたの主催で、ここにいらっしゃる方々に内諾いただいておりますけれども、後援いただいたり、いろいろな方々で実際にパネリストとかお話するという一日のセミナーがございます。これは、就労に関することをございまして、宮城県で国のモデル事業でどういうふうにな就労にもっていったのかとか、職業訓練や労働局さんにも御協力いただいて、岩手県ではどういう現状だとか、就労に関してまだまだ十分ではございせんが、いろいろな情報が得られる機会となっております。是非、御参加くださいますようお願いいたします。

【前多委員】

先ほどのペアレントメンターの活用についてなんですけれども、私、もりっこ健診というのを盛岡で、心配のある子どもたちを集めてやる健診が毎月あります。その場でペアレントメンターの方に入っていただくというのを是非、提案してみたいと思いました。そこで、ペアレントメンターに来ていただくというときに、どこに連絡したらいいんですか。

【藤倉委員】

JDDnet いわたのホームページを見ていただきますと、そこにペアレントメンターの内容が掲載されています。チラシもございます。

【猿舘委員】

今日の資料のなかで、参考資料として発達障がい者支援センターの支援実績のデータがあるんですね。参考資料1の横になっているところの一番上の枠の中のところで、発達障がい者支援センターの相談延件数が増えてきているということなんです、先ほどおっしゃったように、支援の対象が5年間で2倍に増えていると。下の現況にある、発達障がい疑われる児・者のアセスメントの依頼が集中ということで、今日は、もっぱら乳幼児期、学齢期の傾向の部分の話だったんですが、ここの枠の中にあるように、学齢期と者の相談が集中していると、それが、私どもの相談支援事業所や福祉の領域から見ると、精神保健福祉手帳の取得数、それから自立支援医療の精神通院の増加の状況、それから福祉サービスでいうところの学齢前、学齢期の障がい児の福祉サービスでいうところの児童発達支援、それから学校が終わった後に預かる放課後等デイサービス、これの伸びとまったく一致しているんですね。盛岡広域に私おりますんで、盛岡広域の数字でいっても、ここの放課後等デイサービスとか児童の福祉サービスの伸びっていうのは、ここ3年か4年のところで、1.5倍から1.7倍に増えているんです。そういうことからいくと、これは、もちろん生活の部分の支えになっている福祉の方の数字とまったく同じ数字が出てきている。それから先ほど藤倉委員からの話でもあったんですけれども、就労継続、いわゆる作業所で働く場という数字も増えているんで

すけれども、職業準備訓練という意味合いの就労移行支援、これも増えている。まったくもって、発達障がい者支援センターさんの今日の資料の数字って、福祉の部分に投影されている。まったく出てきているんですね。そういったところからすると、最後にお願いとして福祉の現場の立場からお願いなんですけど、今日の資料にもあったように、いろんなところで相談支援専門員っていう言葉が出てきて、それは、私たちやっている方としては、やりがいがあるんですが、実際増えていないっていう実状とオーバーっていう話もあるんですが、同時に発達障がい者支援センターの中に、ここに資料にもあるように地域の支援マネージャーというポジションを置いていただいて、地域の福祉事業所に対しても支援をしてくださるといふセクションの担当を置いていただいて、この福祉サービスがものすごく爆発的に増えているなかで、量的には増えているんですけども質的にはどうでしょうか。ということ言われていて、つぶれるところも協力しないとどんどん出てきていうなかで、発達障がいの方の利用が増え、事業所が増えているのに、質が上がっていないというところに対しての施策上の支援ということでは、是非、この地域支援マネージャーを増員していただけるようなことを是非ともお願いしたいということ、福祉の立場から最後にお願いしたいということです。

【東会長】

要望ということでお聞きいただければと思います。

よろしいでしょうか。皆様の御協力により、ここまでたどりつくことができました。

以上で協議を終わらせていただきます。ありがとうございました。